

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年10月30日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県警察高田署職員の年齢構成、経験年数が分かるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成23年11月11日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成23年11月19日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

#### 4 諮 問

平成23年12月1日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、当該行政文書を開示せよとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

職員の年齢、経験年数は人事管理上必要な情報である。

仮にこれらの情報を作成していないのであれば、諮問実施機関は、実施機関に対して警察組織の適正な運営の確保の観点から法令に適合するための措置に関し、必要な指示を行うべきである。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 理由説明書

#### (1) 不開示とした理由

奈良県警察の警察職員の定数は、奈良県警察職員定数条例（昭和29年6月奈良県条例第24号）により、警察官2,416人、一般職員344人であり、奈良県高田警察署の警察職員の定数は、奈良県警察職員の定数配置に関する訓令（平成3年10月本部訓令第12号）により、警察官150人、一般職員9人である。

これらの職員の人事に関する記録は、職員が属する所属の長が保有しており、職員の所属が変わったときは、奈良県警察処務規程（昭和41年12月本部訓令第18号）に基づき当該職員に係る人事記録の一切をとりまとめ、速やかに新所属の長に送付しなければならないこととなる。

また、人事記録の整備保管に関することについては、警察本部警務部警務課人事第一係の分掌事務として奈良県警察の組織に関する訓令（平成4年2月本部訓令第6号）に規定されている。

本件開示請求の「奈良県警察高田署職員の年齢構成、経験年数が分かるもの」について、「構成」とは「幾つかの要素を組み立てて一つのものにこしらえること。」（広辞苑第五版）とされていることから、審査請求人が求める行政文書は、職員の人事記録を基に作成された、年齢や経験年数の構成が分かる、いわゆる人事に関する統計資料と認められた。

奈良県警察では、職員の人定事項、拝命年月日、配置換えの経歴といった組織運営上必要な事項は人事記録として管理しており、必要に応じて奈良県警察全体の統計資料は作成しているものの、高田警察署を含め特定の所属に関して、人事記録の各項目を集約した表や資料等の行政文書を作成又は取得する根拠規程は存在せず、審査請求人が求める統計資料を作成する職務上の必要性もないことから、同資料は現存していない。

また、高田警察署においても、職員の人定事項、拝命年月日、配置換えの経歴等については行政文書として管理しているものの、人事に関する統計資料については、作成又は取得する根拠規程が存在しないことや作成する職務上の必要性もないことから、同資料は現存していない。

したがって、本件開示請求にかかる行政文書については、職務上作成又は取得していないとして、本件処分を行ったもの。

#### (2) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

### 2 口頭理由説明

本件開示請求は、「奈良県警察高田警察署職員の年齢構成、経験年数が分かるもの」であり、年齢や経験年数の構成が分かる、いわゆる統計資料を求めているものであることは明らかであることから、審査請求人と文書の特定について調整等は行っていない。

審査請求人は、「職員の年齢、経験年数は人事管理上必要な情報であり、仮にこれらの情報を作成していないのであれば、諮問実施機関は実施機関に対して、警察組織の適正な運営の確保の観点から法令に適合するための措置に関し、必要な指示を行うべきである」と主張しているが、実施機関では、職員の人定事項、拝命年月日、配置換えの経歴といった組織運営上必要な事項については、人事記録に一体的な個人情報として記載し、適切に管理している。しかし、実施機関は、奈良県高田警察署職員の年齢、経験年数に係る統計資料は作成していないため、本件について不存在と判断したことについては、問題ないとする。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

### 2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「奈良県警察高田署職員の年齢構成、経験年数が分かるもの。」の開示を求めているのに対し、実施機関は開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関は、本件開示請求の趣旨について、年齢や経験年数の構成が分かる統計資料の開示を求めるものと解し、該当する統計資料を作成又は取得していないとして不開示決定を行った。

当該統計資料の存否について、諮問実施機関は、職員の人定事項、拝命年月日、配置換えの経歴といった組織運営上必要な事項は実施機関が人事記録として管理しており、必要に応じて奈良県警察全体の統計資料は作成しているが、特定所属の職員の年齢構成及び経験年数については、人事管理において必要としておらず、これらの情報を記載した行政文書を作成又は取得する根拠規程が存在しないことから作成していないと説明しており、当該説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該統計資料を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

ところで、本件開示請求に係る開示請求書の記載は、年齢構成及び経験年数が「分かるもの」であり、年齢構成及び経験年数それ自体が記載されたものに限らず、生年月日及び拝命年月日のように、集計すれば年齢構成又は経験年数を知り得る情報が記載されたもの、すなわち、人事記録をも含む趣旨であると解することもできるところ

である。

そこで、本件開示請求に対応する行政文書として人事記録を特定した場合の生年月日及び拝命年月日の不開示事由該当性について検討する。

当審査会が人事記録を見分したところ、職員の氏名、写真、職員番号、生年月日、旧氏名、本籍、出生地、現住所、学歴、家族、採用後の所属経歴、任用歴、退職事項、研修歴、懲戒歴、療養歴等職員個人に関する詳細な情報が記載されており、このうち、生年月日及び拝命年月日は、審査請求人が開示を求める「年齢構成」及び「経験年数」を知り得る情報である。

人事記録は、職員個人に関する詳細な経歴の情報が記載されており、これらの情報は、全体が実施機関の職員に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本件不開示情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、人事記録は、実施機関が職員の人事管理上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、人事記録に記載された生年月日及び拝命年月日は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、当該生年月日及び拝命年月日は、職員個人に関する経歴であり、公務員等の職務の遂行に係る情報には該当しないため、同号ただし書ウに該当しない。

さらに、人事記録は、職員個人に関する詳細な経歴の情報が文書全体にわたって記載されたものであり、プライバシー情報としての性格が強いものであるため、条例第8条第2項に規定する部分開示になじまないと認められる。

以上のことから、人事記録に記載された生年月日及び拝命年月日は、条例第7条第2号に該当し、仮に実施機関が人事記録を特定したとしても、審査請求人が求める情報は開示されないと考えられる。

ところで、本件開示請求に係る開示請求書の記載は、年齢構成及び経験年数が「分かるもの」であり、対象となる文書が具体的に示されていない。開示請求の趣旨が明確でない場合、開示請求者に確認する又は補正を求める等の所要の措置を講じることが必要であるところ、実施機関は、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨を確認しておらず、また、文書の特定に参考となる情報の提供も行っていないとのことであった。

実施機関は、人事記録を特定したとしても審査請求人が求める情報は開示されないと判断し、あえて人事記録を対象文書として特定しなかったとも考えられるが、そのことをもって、開示請求の趣旨の確認等について所要の措置を講じなかったことが是認されるわけではない。

しかしながら、「年齢構成」及び「経験年数」それ自体が記載された行政文書は作成又は取得されていないこと、また、仮に人事記録を特定したとしても、前述のとおり、審査請求人が求める情報は開示されないという状況を勘案すると、本件決定は、妥当であると判断せざるを得ない。

### 3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年12月 1日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年 1月 5日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成29年10月27日 (第212回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年11月24日 (第213回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成30年 1月25日 (第215回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 2月22日 (第216回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 3月20日 (第217回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 4月27日 (第218回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 5月25日 (第219回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 6月27日 (第220回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 7月24日 (第221回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成30年 8月21日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	